

令和 7 年度
埼玉県潜在保育士就職準備金
貸付の手引き

勤務時間が週 10 時間以上 20 時間未満の方向け

令和 7 年 9 月

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

目 次

1	事業の概要	1
2	申請	3
3	貸付	3
4	返還	4
5	返還猶予・返還免除	6
6	届出義務・提出書類	7
7	様式一覧	8
8	問い合わせ先	9
	貸付対象となる勤務先の「保育所等」定義一覧	10

1 事業の概要

(1) 事業の目的

この事業は、保育所等へ就職する潜在保育士（保育士資格を有し保育士として勤務していない者）に就職準備金の貸付を行うことにより、保育人材を確保することを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行います。

(3) 貸付対象者

次の①～④のすべてを満たす方

- ① 県内の保育所等^{※1}（公立除く）に令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に新たに勤務した保育士の方^{※2}
- ② 一週間あたり10時間以上20時間未満の勤務であること
- ③ 保育士登録日から就職日までの間に保育士として勤務していない期間があること
- ④ 保育所等の勤務経験がある場合は、保育所等を退職してから新たに勤務するまでに保育士として勤務していない期間があること

※1 貸付対象となる保育所等は、10ページの貸付対象となる勤務先の「保育所等」定義一覧を参照してください。なお、施設種別等が不明な場合は、当該施設又は市町村保育担当課にご確認ください。

※2 雇用契約の変更は対象外です。

●過去に保育所等において勤務経験がある方

4/30 退職 5/1 就職				
ア	A 保育園勤務	B 保育園勤務	退職後、保育士として勤務していない期間がない	申請 ×
4/30 退職 5/15 就職				
イ	A 保育園勤務	無職	B 保育園勤務	退職後、保育士として勤務していない期間がある 申請 ○
1/31 保育士登録				
ウ	A 保育園で保育補助者として勤務中に保育士試験合格	A 保育園で4/1から雇用契約を変更し、引き続き保育士として勤務	保育補助者から保育士等、雇用契約の変更は新たに勤務したといえない	申請 ×

●過去に保育所等において勤務経験がない方

1/31 保育士登録		4/1 就職		
エ	保育士試験合格	他業種で勤務	A 保育園勤務	保育士登録後、保育士として勤務していない期間がある
				申請 ○
1/31 保育士登録		2/1 就職		
オ	保育士試験合格	A 保育園勤務		保育士登録後、保育士として勤務していない期間がない
				申請 ×

(4) 貸付額

就職準備に必要な費用として20万円(千円未満切り捨て)を上限に貸付けます。
なお、貸付回数は一人当たり一回限りとします。

(5) 貸付人数

36名 ※先着順

(6) 利子

利子は無利子です。

(7) 連帯保証人

次の各要件を全て満たす個人の連帯保証人を立てる必要があります。連帯保証人は、借受者と連帯して債務を負担するものとし、借受人が返還できない場合は、連帯保証人が返還することとなります。なお、申請書類受付後、連帯保証の意思確認のために連帯保証人へ電話連絡をすることがあります。連絡がつかない場合は審査を進めることができず、申請書類を返却することがあります。

- ① 日本国籍を有する方又は永住者もしくは特別永住者等である。
 - ② 申込時点で75歳未満である。
 - ③ 無収入や非課税、生活保護受給者等ではなく、貸付金を確実に返済できる収入等がある。
 - ④ 埼玉県社会福祉協議会が実施する貸付事業(保育士修学資金、保育士就職準備金、保育士保育料貸付(旧: 保育所復帰支援貸付)、未就学児を持つ保育士のこどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付、潜在保育士就職準備金等)の借受人ではない。
 - ⑤ 借受希望者が未成年者の場合、連帯保証人は法定代理人であること。
- ※連帯保証人となる法定代理人に返済能力がない場合は、法定代理人に加えて、別に返済能力のある連帯保証人(原則近親者)を立てていただきます。

(8) 留意事項

貸付には審査があります。審査結果によっては貸付ができない場合があります。

2 申請

(1) 申請書類

借受希望者は、次に掲げる書類を作成してください。

なお、申請書類等の所定様式は、県社協ホームページからダウンロード可能です。

	申請書類	備考
①	埼玉県潜在保育士就職準備金貸付申請書（様式第1号）	
②	誓約書（様式第2号）	
③	同意書（様式第3号）	
④	申請者の住民票 （ <u>本籍記載あり</u> ・マイナンバー記載なし・3か月以内に取得したもの）	※申請者と連帯保証人の両者が記載されている場合、住民票は1部で構いません。
⑤	連帯保証人の住民票 （ <u>本籍記載あり</u> ・マイナンバー記載なし・3か月以内に取得したもの）	
⑥	保育士証（写）	
⑦	就職証明書（様式第4号）	勤務先が証明するもの ※内定時点での申請不可
⑧	連帯保証人の課税証明書	最新年度かつ収入額の記載があるもの

※個別の状況に応じ、上記以外の書類が必要となる場合があります。

※申請書類の作成にあたって、消せるボールペンや修正液（テープ）の使用はできません。訂正がある場合は訂正箇所を二重線で消し、その後訂正印を押印してください。

(2) 申請方法・窓口

勤務する保育所等が所在する市町村保育担当課に提出してください。

※申請書類は、市町村保育担当課が取りまとめて、県社協に提出します。

(3) 申請締切

令和8年3月31日（必着）

※ただし、定員になり次第締め切ります。

3 貸付

(1) 貸付決定

申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付の可否を決定します。結果については、貸付決定又は不承認の旨を借受希望者に通知します。

また、貸付決定通知を受けた借受希望者は、印紙税法に定める額の収入印紙を添付した借用証書（様式第5号）、印鑑登録証明書（3ヶ月以内に取得した借受希望者及び連帯保証人の分）、振込口座申請書（様式第6号）、返還猶予申請書（様式第10号）を提出いただきます。

(2) 貸付金の交付

貸付金は、借用証書（様式第5号）、印鑑登録証明書等の必要書類がすべて提出された日の翌月末までに、指定口座に一括で送金します。ただし、書類が不足している場合や、申請状況等によりさらに日数を要することがあります。

(3) 貸付契約の解除

貸付決定後、次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ① 保育所等を退職し、県内の保育所等において保育士業務に従事しなくなったとき
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき
- ⑤ 貸付を受けることを辞退したとき
- ⑥ その他本貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(4) 資金交付までの主な流れ（貸付要件を全て満たす場合）

-
- ```
graph TD; A[①借受希望者から市町村の担当課に申請書類を提出] --> B[②市町村担当課は、申請書類をとりまとめ、県社協に提出]; B --> C[③県社協は、申請書類をもとに貸付の可否を審査]; C --> D[④県社協から借受希望者へ貸付決定・不承認通知書を交付]; D --> E[⑤貸付が決定した借受希望者は、借用証書（様式第5号）等を県社協に提出]; E --> F[⑥県社協は、提出書類を確認後、資金を交付（指定口座に送金）];
```
- ① 借受希望者から市町村の担当課に申請書類を提出
  - ↓
  - ② 市町村担当課は、申請書類をとりまとめ、県社協に提出
  - ↓
  - ③ 県社協は、申請書類をもとに貸付の可否を審査
  - ↓
  - ④ 県社協から借受希望者へ貸付決定・不承認通知書を交付
  - ↓
  - ⑤ 貸付が決定した借受希望者は、借用証書（様式第5号）等を県社協に提出
  - ↓
  - ⑥ 県社協は、提出書類を確認後、資金を交付（指定口座に送金）

# 4 返還

## (1) 返還の内容

- ① 次のいずれかに該当するときは、返還しなければなりません。

（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）

- ア 貸付契約が解除されたとき
- イ 県内の保育所等において保育士業務に従事しなかったとき
- ウ 県内の保育所等において保育士業務に従事する意思がなくなったとき
- エ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- オ 埼玉県保育士修学資金貸付事業費補助金交付要綱における就職準備金貸付を申請するとき

- ② 返還開始は、返還事由が生じた日の属する月の翌月からです。

- ③ 返還期間は、2ヶ月間です。

④返還方法は、一括とします。

(例) 保育所を4月15日付で退職(返還事由の発生)し、今後県内において保育所等で保育士業務に従事する意思がない場合

⇒5月から6月末までの2ヶ月の返還期間内に一括返還。

※上記期間内に返還できない場合、延滞利子が発生します。

(返還開始=返還計画申請書の提出日ではありません。退職の場合、退職日の翌々月までに返還できないと延滞利子が発生しますので、退職時には速やかに本会まで連絡してください。)

## (2) 返還の流れ

①返還の事由が発生



②県社協に速やかに連絡



③県社協に「返還計画申請書(様式第12号)」を提出



④申請書をもとに審査



⑤納入通知書を送付



⑥納入通知書の計画に沿って、指定口座に振込み



⑦返還が完了後、借受者及び連帯保証人に対して「返還完了通知書」を送付し、預っている借用証書(様式第5号)等を返却

## (3) 延滞利子

正当な理由なく、貸付金を返還しなければならない日(返還期間)までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

※「正当な理由」とは、以下のいずれかに該当するときです。

①生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であるとき

②貸付対象者及びその者と生計を一にする者で世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者(以下「世帯主」という。)が、地方税法の規定による市町村の非課税者であるとき

③貸付対象者及び世帯主が、災害、疾病、失業、失職、廃業等により資金困難に陥り、返還金を支払うのが困難であると認められるとき

④納付期限までに返還金を支払うことが出来なかった原因が、貸付対象者自身の責めに帰しないと認められるとき

⑤その他、都道府県知事等が正当な理由として認めるとき

## 5 返還猶予・返還免除

### (1) 返還の猶予

次に掲げる事由が継続している期間は、貸付金の返還債務を猶予できるものとします。

①県内の保育所等（公立を除く）において保育士業務に従事しているとき（返還猶予事由に掲げる事由が継続している期間）

②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

※「②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合」は、引き続き当該業務に従事しているものとみなしますが、当該業務従事期間には算入しません。また、「その他やむを得ない事由」とは以下のア～キの場合です。（猶予期間はそれぞれ定められ、いずれの場合も猶予期間については、保育業務等に従事したとはみなされません。）

ア 県内の保育所等に在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合（子が1歳6か月に達する月まで）

イ 出産・育児のため県内の保育所等を退職し、出産後、県内の保育所等への再就職を希望する場合（子が1歳に達する月まで）

ウ 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得であって、時間取得でないものに限る）

エ 疾病・負傷等のため療養する必要があるが、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

オ 県内の保育所等を退職し別の県内の保育所等への再就職を希望する場合であって、保育士業務等に従事する意思があると認める場合（ただし、求職活動期間は通算6か月まで。別途手続きが必要）

カ 人事異動により、県内の保育所等での保育士業務等に従事できなくなったとき

キ その他該当する場合

### (2) 返還の免除

①県内の保育所等において2年間引き続き保育士業務に従事したとき。

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、上記期間には算入しないものとしますが、引き続き、保育業務には従事しているものとして取り扱い、返還を猶予することができます。

②保育士業務に従事している期間中に、業務上の事由による死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

### (3) 留意事項

返還猶予・返還免除を希望される場合は、所定の様式を県社協に提出してください。県社協は、返還猶予・返還免除の申請があった場合は、審査の上、可否を決定します。結果については、借受者及び連帯保証人へ通知します。

ただし、偽りの申込み、その他不正な手段によって貸付を受け、貸付契約が解除された場合は返還猶予・返還免除にはなりません。

## 6 届出義務・提出書類

次のいずれかの事項に該当したときは、借受者（借受者が死亡した場合は連帯保証人）が、速やかに県社協に必要書類を届出なければなりません。

当資金の借受者は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出を行う必要があります。

これらの届出は、返還の免除や返還の猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなることがあるので、速やかに届出を行うようにしてください。

なお、以下の例示にない場合は、個別にお問い合わせください。

### (1) 貸付決定後、送金前に貸付解除をおこなうとき

| 提出書類名 | 様式番号 | 備考 |
|-------|------|----|
| 辞退届   | 第8号  |    |

### (2) 貸付後、返還する場合

| 提出書類名   | 様式番号 | 備考 |
|---------|------|----|
| 返還計画申請書 | 第12号 |    |

### (3) 猶予申請後1年が経過し、さらに猶予を希望する場合、借受者が引き続き返還免除対象業務に従事しているとき

| 提出書類名 | 様式番号 | 備考 |
|-------|------|----|
| 業務従事届 | 第9号  |    |

### (4) 借受者が2年間返還免除対象業務に従事したとき

※全額返還債務免除される場合

| 提出書類名   | 様式番号 | 備考 |
|---------|------|----|
| 業務従事届   | 第9号  |    |
| 返還免除申請書 | 第11号 |    |

### (5) 返還免除対象業務に従事しなくなったとき

| 提出書類名   | 様式番号 | 備考                        |
|---------|------|---------------------------|
| 業務従事届   | 第9号  |                           |
| 返還計画申請書 | 第12号 | 返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること |

(6) 借受者及び連帯保証人の氏名・住所等を変更した時

| 提出書類名 | 様式番号 | 備考                                              |
|-------|------|-------------------------------------------------|
| 異動届   | 第7号  |                                                 |
| 戸籍抄本  | —    | 氏名変更の場合のみ                                       |
| 住民票   | —    | 住所変更の場合のみ。<br>本籍記載あり、マイナンバーなし、3カ月以内に<br>取得したもの。 |

(7) 借受者が死亡した時

| 提出書類名        | 様式番号 | 備考          |
|--------------|------|-------------|
| 異動届          | 第7号  |             |
| 返還免除申請書      | 第11号 | 業務中の事由による場合 |
| 返還計画申請書      | 第12号 | 業務外の事由による場合 |
| 死亡診断書または戸籍抄本 | —    |             |

## 7 様式一覧

埼玉県潜在保育士就職準備金貸付にかかる様式は、ホームページからダウンロードできます。

[https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/hoikuload\\_12.html](https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/hoikuload_12.html)



↑こちらからも  
アクセス可能です

| 名 称                | 様式番号   |
|--------------------|--------|
| 埼玉県潜在保育士就職準備金貸付申請書 | 様式第1号  |
| 誓約書                | 様式第2号  |
| 同意書                | 様式第3号  |
| 就職証明書              | 様式第4号  |
| 借用証書               | 様式第5号  |
| 振込口座申請書            | 様式第6号  |
| 異動届                | 様式第7号  |
| 辞退届                | 様式第8号  |
| 業務従事届              | 様式第9号  |
| 返還猶予申請書            | 様式第10号 |
| 返還免除申請書            | 様式第11号 |
| 返還計画申請書            | 様式第12号 |
| 求職活動期間等申告書         | 様式第13号 |

## 8 問い合わせ先

### 【申請方法・手続きに関すること】

○社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター 育成資金課  
(電話) 048-824-3370

### 【制度趣旨に関すること】

○埼玉県 福祉部こども支援課 保育・人材確保担当  
(電話) 048-830-3349

# 貸付対象となる勤務先の「保育所等」定義一覧

| 法令・通知等                            |                                                                                                                                                                     | 施設等種別                                                 |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 児童福祉法                             | 第7条に規定                                                                                                                                                              | 保育所                                                   |
|                                   | 第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、法34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの                                           | 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設 |
|                                   | 第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、第34条15第2項の認可を受けたもの                                                                                                                      | 家庭的保育事業                                               |
|                                   |                                                                                                                                                                     | 小規模保育事業                                               |
|                                   |                                                                                                                                                                     | 居宅訪問型保育事業                                             |
|                                   |                                                                                                                                                                     | 事業所内保育事業                                              |
|                                   | 第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの                                                                                                                             | 病児保育事業                                                |
|                                   | 第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの                                                                                                                              | 一時預かり事業                                               |
|                                   | 第6条の3第23項に規定され、第34条の15第2項の規定による認可を受けたもの                                                                                                                             | 乳児等通園支援事業                                             |
| 学校教育法                             | 第1条に規定                                                                                                                                                              | 教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 ※注1                   |
|                                   |                                                                                                                                                                     | 認定こども園への移行を予定している幼稚園                                  |
| 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 第2条第6項に規定                                                                                                                                                           | 認定こども園                                                |
| 子ども・子育て支援法                        | 第30条第1項第4号に規定                                                                                                                                                       | 離島その他の地域において特例保育を実施する施設                               |
|                                   | 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者（企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除く。） | 企業主導型保育事業を行う者                                         |

※注1 【対象となる幼稚園】教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園  
教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上、かつ、預かり保育の年間実施日数200日以上  
の施設で保育士業務に従事していること。

※注2 上記に該当しない勤務先は、保育士として勤務していたとしても対象外です。  
（例）放課後等デイサービス、発達支援センター等の障害福祉施設、学童保育等。

※注3 公立は除く。

## 埼玉県保育士就職準備金貸付事業実施要綱

### 第1 目的

保育士に対する就職準備金を貸し付けるため、埼玉県社会福祉協議会（以下、「埼玉県社協」という。）に貸付事業に要する費用を補助し、埼玉県内の保育所等に就職する保育士を確保することでこどもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### 第2 事業

次の事業の実施については、別添1、2に定めるところによるものとする。

- 1 埼玉県新卒保育士就職準備金貸付事業（別添1のとおり）
- 2 埼玉県潜在保育士就職準備金貸付事業（別添2のとおり）

### 第3 会計経理

- 1 埼玉県社協は、この事業に関する会計経理を明確にしなければならない。
- 2 埼玉県社協は、年度毎に精算の上、県に返還するものとする。

### 第4 埼玉県への報告等

- 1 埼玉県社協は、この事業の実施に当たり、毎年度、貸付見込額、返還見込額等を記載した貸付事業計画書（別添第1号様式）を策定し、当該計画書（当該計画書の内容を変更する場合も含む。）の内容について、県の承認を得なければならない。
- 2 埼玉県社協は、毎年度終了後、当該年度における貸付額、返還額等の実績を記載した貸付事業決算書（別添第2号様式）を作成し、県に報告しなければならない。

### 附則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年8月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年7月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年8月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

## 別添 1

### 埼玉県新卒保育士就職準備金貸付事業実施要綱

#### 第 1 目的

この事業は、新卒保育士を採用する保育所等に就職準備金を貸し付けることにより、保育士の確保に資することを目的とする。

#### 第 2 事業の実施主体

貸付けは、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 110 条第 1 項に規定する埼玉県社会福祉協議会（以下「埼玉県社協」という。）が行い、埼玉県（以下「県」という。）は事業の実施に必要な費用を補助する。

#### 第 3 用語の定義

- 1 この要綱において、「保育士」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号。以下「法」という。）第 18 条の 4 に規定するものをいう。
- 2 この要綱において、「養成施設」とは、法第 18 条の 6 に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- 3 この要綱において、「常勤保育士」とは、以下に掲げる者をいう。
  - ①当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達している者
  - ②上記以外の者であって、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務するもの
- 4 この要綱において、「新卒保育士」とは、以下に掲げる者をいう。
  - ①当該年度中に養成施設を卒業した者（卒業予定の者を含む）
  - ②当該年度中に保育士試験に合格し、保育士証の交付を受けた者（交付見込みの者を含む）
  - ③その他、上記に相当すると県が認める者
- 5 この要綱において、「保育所等」とは、県及び市町村以外の者が運営する以下に掲げる施設のことをいう。
  - ①法第 7 条に規定する保育所
  - ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
  - ③法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び同章第 3 節に規定する小規模保育事業 B 型であって、法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの
  - ④法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業であって、法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの
  - ⑤法第 37 条に規定する乳児院
  - ⑥法第 38 条に規定する母子生活支援施設
  - ⑦法第 41 条に規定する児童養護施設
- 6 この要綱において、「貸付対象者」とは、当該年度中に貸付を受けようとする保育事業者及び貸

付を受けた保育事業者のことをいう。

- 7 この要綱において、「受給者」とは、当該年度に貸付対象者から常勤保育士として採用の内定を受けた新卒保育士で貸付対象者から就職準備金の給付又は貸付を受ける者のこという。

#### 第4 貸付対象

貸付対象者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- ① 当該年度に新卒保育士に採用の内定をする県内の保育所等の施設を運営する法人等であること
- ② 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付け三府省連名通知）に定めるキャリアパス要件を満たしていること。ただし、児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設を除く。
- ③ 当該年度に養成施設等の実習生を受け入れていること又は実習生を受け入れる見込みであること。
- ④ 受給者に対して貸付金を一括して、貸付金交付月の翌月末までに給付又は貸付をすることに同意すること

#### 第5 貸付金額等

- 1 貸付金額は、以下のとおりとする。

##### （1）基本分

ア 受給者への給付又は貸付額を200,000円とする場合

貸付対象者への貸付金額は、200,000円又は150,000円とする。なお、貸付金額が150,000円の場合は、受給者に対し給付又は貸付をする際に、貸付対象者が50,000円を負担するものとする。

イ 受給者への給付又は貸付額を300,000円とする場合

貸付対象者への貸付金額は、300,000円又は225,000円とする。なお、貸付金額が225,000円の場合は、受給者に対し給付又は貸付をする際に、貸付対象者が75,000円を負担するものとする。

##### （2）転居加算分

県外在住の受給者が、就職に伴い、内定後又は採用日の半年前から採用日の前日までに転居する場合は、基本分に100,000円を加算することができる。加算をする場合、貸付対象者への貸付金額は100,000円又は75,000円とする。なお、貸付金額が75,000円の場合は、受給者に対し給付又は貸付をする際に、貸付対象者が25,000円を負担するものとする。

- 2 貸付金は、無利子とする。

#### 第6 貸付けの申込み

貸付対象者は、埼玉県社協の長に申し込まなければならない。

#### 第7 貸付けの決定

- 1 埼玉県社協の長は、第4に定める要件を備えた者から貸付けの申込みがあったときは、申込みの内容を審査し、予算の範囲内で貸付けの可否を決定するものとする。

- 2 埼玉県社協の長は、貸付けの可否を決定したときは、その旨貸付対象者に通知し、貸付対象者と貸付契約を締結するものとする。

## 第8 貸付方法等

就職準備金の交付は、原則として貸付契約を締結後、口座振込により一括して行うものとする。

## 第9 貸付契約の解除

埼玉県社協の長は、次のいずれかに該当することとなった場合は、その契約を解除するものとする。

- ①受給者が保育所等を退職した又は内定を辞退したとき
- ②受給者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
- ③受給者が死亡したとき
- ④受給者が給付又は貸付を受けることを辞退したとき
- ⑤貸付対象者が偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- ⑥その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

## 第10 返還の債務の当然免除

埼玉県社協の長は、次のいずれかに該当するに至ったときは、返還の債務を免除するものとする。ただし、第9の⑤の規定により契約が解除された場合は、この限りではない。

- ① 受給者が採用された保育所等が所在する市町村の区域内の貸付対象者の運営する施設（ただし、受給者に対し給付又は貸付をする際に、貸付対象者に第5の1（1）に定める基本分に係る負担金額がある場合は、「市町村の区域内」を「県の区域内」と読み替えるものとする。以下同じ。）において児童の保護等に従事し、かつ、2年間（第5の1（1）アの場合）又は3年間（第5の1（1）イの場合）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。
- ② 受給者が①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

## 第11 返還

- 1 貸付対象者は、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、次に規定する事由が生じた日の属する月の翌々月までに資金を返還しなければならない。

- （1）貸付契約が解除されたとき
- （2）受給者が採用された保育所等が所在する市町村の区域内の貸付対象者の運営する施設において児童の保護等に従事しなかったとき
- （3）受給者が採用された保育所等が所在する市町村の区域内の貸付対象者の運営する施設において児童の保護等に従事する意思がなくなったとき
- （4）貸付対象者が、受給者が採用された保育所等が所在する市町村の区域内で運営する施設において児童の保護等に受給者を従事させる意思がなくなったとき
- （5）受給者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

- 2 第5の1(2)に規定する貸付を受けた貸付対象者は、受給者が転居したことが分かる書類を提出しなかった場合、埼玉県社協が別に定める期限までに当該加算分を返還しなければならない。
- 3 返還は、一括払いの方法によるものとする。

#### 第12 返還の債務の履行猶予

埼玉県社協の長は、受給者が次のいずれかに該当する場合には、次に掲げる事由が継続している期間は、返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第9の⑤の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りでない。

- (1) 受給者が採用された保育所等が所在する市町村の区域内の貸付対象者の運営する施設において、児童の保護等に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

#### 第13 返還の債務の裁量免除

埼玉県社協の長は、貸付対象者が倒産した場合等返還させることが困難と認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、貸付金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を返還の債務の額の全部又は一部の範囲内において免除できるものとする。ただし、第9の⑤の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りでない。

#### 第14 貸付対象者の届出義務

貸付対象者は、次のいずれかに該当する場合、速やかに埼玉県社協の長に届出を出さなければならない。

- (1) 貸付対象者の所在地、名称その他重要な事項に変更があったとき
- (2) 受給者が第9の規定に該当することとなったとき
- (3) 第12の規定に該当している受給者が、当該猶予期間中に児童の保護等に従事しているとき、従事先を変更した又は従事を辞めたとき

#### 第15 延滞利子

埼玉県社協の長は、貸付対象者が正当な理由なく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費として、これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

#### 第16 その他

この要綱に定める他、事業の実施に必要な事項については別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年8月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年7月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年8月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

## 別添 2

### 埼玉県潜在保育士就職準備金貸付事業実施要綱

#### 第1 目的

この事業は、潜在保育士が保育所等に就職する際に、就職準備金を貸し付けることにより、保育士の確保に資することを目的とする。

#### 第2 事業の実施主体

就職準備金の貸付けは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第110条第1項に規定する埼玉県社会福祉協議会（以下「埼玉県社協」という。）が行い、埼玉県（以下「県」という。）は事業の実施に必要な費用を補助する。

#### 第3 用語の定義

- 1 この要綱において、「保育士」及び「保育士業務」とは、児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第18条の4に規定するものをいう。
- 2 この要綱において、「潜在保育士」とは保育士資格を持ちながら保育士として勤務していない者のことをいう。
- 3 この要綱において、「保育所等」とは県及び市町村以外の者が運営する以下に掲げる施設又は事業のことをいう。
  - ア 法第7条に規定する保育所
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
    - ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
    - ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
  - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
  - エ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、法第34条の15第2項の規定による認可を受けたもの
  - オ 法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
  - カ 法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
  - キ 法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、法第34条の15第2項の規定による認可を受けたもの
  - ク 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
  - ケ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
  - コ 企業主導型保育事業

#### 第4 貸付対象

就職準備金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付対象者」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- （１）県の区域内の保育所等に新たに週１０時間以上２０時間未満で勤務する保育士。
- （２）指定保育士養成施設を卒業した月の翌月、または保育士試験に合格し保育士証の交付を受けた日から保育士として勤務していない期間がある者。ただし、保育所等に勤務していた経験がある者は保育所等を退職してから新たに勤務するまでに保育士として勤務していない期間があること。

#### 第5 貸付金額等

- １ 就職準備金の貸付金額は、２００，０００円以内とする。なお、貸付けに当たっては同一の貸付対象者に対し、１回限りとする。
- ２ 貸付金は、無利子とする。

#### 第6 貸付けの申込み

貸付対象者は、埼玉県社協の長に申し込まなければならない。

#### 第7 貸付けの決定

- １ 埼玉県社協の長は、第４に定める要件を備えた者から貸付けの申込みがあったときは、申込みの内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。
- ２ 埼玉県社協の長は、貸付けの可否を決定したときは、その旨貸付対象者に通知し、貸付対象者と貸付契約を締結するものとする。

#### 第8 貸付方法等

就職準備金の交付は、原則として貸付契約を締結後、口座振込により一括して行うものとする。

#### 第9 連帯保証人

貸付対象者は、連帯保証人を立てなければならない。

#### 第10 貸付契約の解除

埼玉県社協の長は、貸付対象者が次のいずれかに該当することとなった場合は、その契約を解除するものとする。

- （１）保育所等を退職し、県の区域内の保育所等において児童の保護等に従事しなくなったとき
- （２）心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- （３）死亡したとき
- （４）偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- （５）貸付けを受けることを辞退したとき
- （６）その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

### 第 1 1 返還の債務の当然免除

埼玉県社協の長は、就職準備金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、就職準備金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第 1 0 の（４）の規定により就職準備金の貸付契約が解除された場合は、この限りでない。

- （１）県の区域内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、２年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。
- （２）（１）に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

### 第 1 2 返還

就職準備金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、次に規定する事由が生じた日の属する月の翌々月末までに、貸付けを受けた就職準備金を原則、一括して返還しなければならない。

- （１）就職準備金の貸付契約が解除されたとき
- （２）県の区域内の保育所等において児童の保護等に従事しなかったとき
- （３）県の区域内の保育所等において児童の保護等に従事する意思がなくなったとき
- （４）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- （５）埼玉県保育士修学資金貸付事業費補助金交付要綱における就職準備金貸付を申請するとき

### 第 1 3 返還の債務の履行猶予

埼玉県社協の長は、就職準備金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、次に掲げる事由が継続している期間は、就職準備金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第 1 0 の（４）の規定により就職準備金の貸付契約が解除された場合は、この限りでない。

- （１）県の区域内の保育所等において、児童の保護等に従事しているとき
- （２）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

### 第 1 4 返還の債務の裁量免除

埼玉県社協の長は、就職準備金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた就職準備金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を次に定めるそれぞれの範囲内において免除できるものとする。ただし、第 1 0 の（４）の規定により就職準備金の貸付契約が解除された場合は、この限りでない。

- （１）死亡又は障害により貸付けを受けた就職準備金を返還できなくなったとき  
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- （２）長期間所在不明となっている場合等就職準備金を返還させることが困難と認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき  
返還の債務の額の全部又は一部
- （３）県の区域内において１年以上児童の保護等に従事したとき  
返還の債務の額の一部

## 第 15 貸付対象者の届出義務

貸付対象者（ただし、就職準備金の貸付けを受けた者が死亡した場合は連帯保証人とする。）は、次のいずれかに該当する場合、速やかに埼玉県社協の長に届出を出さなければならない。

- （１）貸付対象者及び連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき
- （２）連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- （３）第 10 のいずれかの規定に該当することとなったとき
- （４）第 13 の規定により返還債務の履行の猶予を受けている者が、当該猶予期間中に保育士業務に従事しているとき、保育士業務の従事先を変更した又は従事を辞めたとき

## 第 16 延滞利子

埼玉県社協の長は、就職準備金の貸付けを受けた者が正当な理由なく就職準備金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費として、これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

## 第 17 その他

この要綱に定める他、事業の実施に必要な事項については別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 7 年 8 月 22 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

## 埼玉県潜在保育士就職準備金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会会長 様

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

|                        |                                                           |                                                                   |       |           |             |                    |    |   |                        |       |
|------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------|-----------|-------------|--------------------|----|---|------------------------|-------|
| 申請者<br>(自署)            | ふりがな                                                      |                                                                   |       | 生年月日      | 西暦          | 年                  | 月  | 日 |                        |       |
|                        | 氏名                                                        |                                                                   |       |           |             |                    |    |   | ( 歳 )                  |       |
|                        | 現在の住所                                                     | 〒                                                                 |       |           |             |                    |    |   |                        |       |
|                        | 電話番号                                                      | 自宅                                                                |       |           | 携帯          |                    |    |   |                        |       |
|                        |                                                           | ※日中、本会(048-824-3370)から連絡することがありますので、御対応ください。                      |       |           |             |                    |    |   |                        |       |
|                        | 新たな勤務先                                                    | 施設名                                                               |       |           | 勤務開始<br>年月日 | 西暦                 | 20 | 年 | 月                      | 日     |
|                        |                                                           | 住所                                                                |       |           |             |                    |    |   |                        |       |
|                        | 直近の退職状況<br>(保育士に限る)<br>☑を入れてください。                         | <input type="checkbox"/> 保育士経験あり <input type="checkbox"/> 保育士経験なし |       | 退職<br>年月日 | 西暦          | 年                  | 月  | 日 |                        |       |
| 施設名                    |                                                           |                                                                   |       |           |             |                    |    |   |                        |       |
| 貸付希望額                  | 総額                                                        |                                                                   |       |           | , 000 円     |                    |    |   | ※上限20万円以内<br>※千円未満切り捨て |       |
| 本貸付の利用状況<br>☑を入れてください。 | <input type="checkbox"/> これまでに埼玉県潜在保育士就職準備金貸付を受けたことはありません |                                                                   |       |           |             |                    |    |   |                        |       |
| 負債状況<br>(該当に○)         | 負債有無                                                      | 無 ・ 有                                                             | 金額    | 円         |             | 内容                 |    |   |                        |       |
|                        | 状況                                                        | 申請中 ・ 借受中 ・ 返済中 ・ 猶予(据置中) ・ 滞納<br>債務整理中 ・ 免責 ・ その他 ( )            |       |           |             |                    |    |   |                        |       |
| 連帯保証人<br>(予定)<br>(自署)  | ふりがな                                                      |                                                                   |       | 申請者との関係   | 生年月日        | 西暦                 | 年  | 月 | 日                      |       |
|                        | 氏名                                                        |                                                                   |       |           |             |                    |    |   |                        | ( 歳 ) |
|                        | 住所                                                        | 〒                                                                 |       |           |             |                    |    |   | ※同上は不可                 |       |
|                        | 電話番号                                                      | 自宅                                                                |       |           | 携帯          |                    |    |   |                        |       |
|                        |                                                           | ※日中、本会(048-824-3370)から連絡することがありますので、御対応ください。                      |       |           |             |                    |    |   |                        |       |
|                        | 現在従事している勤務先                                               | 名称                                                                |       |           | 前年所得額       | 円<br>※課税証明書を添付すること |    |   |                        |       |
|                        |                                                           | 住所                                                                | 〒     |           |             |                    |    |   |                        |       |
|                        | 負債状況<br>(該当に○)                                            | 負債有無                                                              | 無 ・ 有 | 金額        | 円           |                    | 内容 |   |                        |       |
| 状況                     |                                                           | 申請中 ・ 借受中 ・ 返済中 ・ 猶予(据置中) ・ 滞納<br>債務整理中 ・ 免責 ・ その他 ( )            |       |           |             |                    |    |   |                        |       |

※破産の申立ての準備、手続き中または破産後免責決定が下りていない場合は、本資金の貸付の対象とはなりません。

※連帯保証人は、安定した収入のある方でなければなりません。詳細は貸付の手引きを必ずご確認ください。

【埼玉県潜在保育士】

## 誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人  
埼玉県社会福祉協議会会長 様

私は、埼玉県保育士就職準備金貸付事業実施要綱の規定に従うことを誓約します。

(申請者)  
(自署) 住所

氏名

私は、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務を連帯して負担します。

(連帯保証人)  
(自署) 住所

氏名

申請者との関係

## 同意書

年 月 日

私は、下記の事項に同意します。

- 1 申請者及び連帯保証人は、申請者の記載事項が真実かつ正確であることを保証することとします。
- 2 記載した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。  
※必要な範囲には、埼玉県、市町村、勤務している事業所等と申請者の手続き等の状況につき情報を共有し、必要な支援を行うことを含むものとします。
- 3 本資金は、審査の上、貸付の可否について決定いたしますので、審査の結果、希望に添えない場合があります。なお、審査の結果、不承認になった場合、その理由はお答えいたしません。
- 4 本貸付を通じて取得した個人情報は、本人の同意なく、本貸付の目的以外に利用すること、及び、上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。  
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業の目的以外への利用、第三者への提供を行うことがあります。
  - ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令の基づく場合。
  - ・火災及び災害など緊急時で、人の生命、身体及び財産の保護のために必要がある場合
  - ・税務署からの照会、警察及び検察からの捜査協力依頼による場合
- 5 連帯保証人は貸付決定後、原則変更できません。借受者が、退職、他の法人へ転職する等、借受者との関係性に貸付申請時と変化が生じたとしても、連帯保証人としての契約は無効にならず、本貸付について返還免除または返還完了(完済)となるまでは連帯保証人としての契約は継続されます。
- 6 連帯保証人は債権者(埼玉県社会福祉協議会)から返済を迫られたとき、「まずは借りた本人に請求してほしい」と求めること(検索の抗弁)はできません。
- 7 次の各号を確約します。
  - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
  - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
  - ③ 本契約の締結から契約が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
    - ア 埼玉県社会福祉協議会に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて埼玉県社会福祉協議会の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 8 次のいずれかに該当した場合には、埼玉県社会福祉協議会から何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
  - ① 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
  - ② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合
  - ③ 前項③の確約に反した行為をした場合
- 9 この契約が解除された場合には、解除により生じる損害について、埼玉県社会福祉協議会に対し一切の請求を行わない。

(申請者) 住 所  
(自署)

氏 名

(連帯保証人) 住 所  
(自署)

氏 名

(宛先)  
社会福祉法人  
埼玉県社会福祉協議会会長 様

## 就職証明書

年 月 日

社会福祉法人

埼玉県社会福祉協議会 会長 様

(申請者)

住 所

氏名

電話番号 ( ) -

記

【勤務先施設記入欄】事業主が記入してください。※申請者記入不可

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 従業員氏名                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 勤務先法人名                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 勤務先(配属先)<br>施設名                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 施設等種別<br>※本会ホームページ<br>保育所定義一覧参照 | 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業 ・ 幼稚園<br>その他 ( )<br><b>※幼稚園の場合：預かり保育 <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし (<input checked="" type="checkbox"/>を入れてください)</b><br><b>【対象となる幼稚園】教育時間終了後に教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園</b><br><b>※教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上、かつ、預かり保育の年間実施日数200日以上で保育士業務に従事していること。</b> |
| 勤務先(配属先)<br>所在地・電話              | 〒<br>電話番号 連絡担当者 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 雇用開始日                           | 年 月 日<br>※新たに就職し勤務を開始した日                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 雇用契約内容                          | 1週間あたりの勤務時間 ( ) 時間<br>※ただし、週10時間以上20時間未満の勤務であること                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 雇用形態<br>(該当に○)                  | 正職員 ・ 非常勤職員 ・ パート又はアルバイト<br>その他 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 職種                              | 保育士 ・ 保育教諭 ※左記以外の職種は証明の対象外                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 業務内容                            | 保育士業務                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 備 考                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

上記の申請者が当該施設において、保育士業務を開始したことを証明します。

※保育補助としての業務は本資金の貸付対象ではありません。

年 月 日

(証明日は必ず勤務先が記入してください)

施設・事業所等名

代表者 職・氏名

事業所の

公 印



埼玉県潜在保育士就職準備金貸付借用証書

令和 年 月 日

社会福祉法人  
埼玉県社会福祉協議会会長 様

|         |          |    |  |  |      |          |   |   |        |   |
|---------|----------|----|--|--|------|----------|---|---|--------|---|
| 借受人（自署） | 貸付番号     |    |  |  | 生年月日 | 昭和<br>平成 | 年 | 月 | 日      | 歳 |
|         | フリ<br>ガナ |    |  |  |      |          |   |   |        |   |
|         | 氏名       |    |  |  |      |          |   |   | (登録実印) |   |
|         | 住所       |    |  |  |      |          |   |   |        |   |
|         | 電話       | 自宅 |  |  | 携帯   |          |   |   |        |   |

私は、借受人として次のとおり資金の貸付を受けました。この資金は埼玉県  
保育士就職準備金貸付事業実施要綱の規定に従い返還いたします。

|    |   |
|----|---|
| 金額 | 円 |
|----|---|

連帯保証人 住 所  
(自署)  
借受人との関係 (登録実印)  
氏 名

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない  
場合は、その債務を負担いたします。

法定代理人 住 所  
(自署)  
借受人との関係  
氏 名 (印)  
法定代理人 住 所  
(自署)  
借受人との関係  
氏 名 (印)

## 振込口座申請書

年 月 日

社会福祉法人  
埼玉県社会福祉協議会会長 様

|      |     |
|------|-----|
| 住所   | 〒 - |
| フリガナ |     |
| 氏名   |     |

|      |                        |         |  |  |  |  |  |  |
|------|------------------------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 資金種類 | 潜在保育士就職準備金貸付（貸付番号 HT ） |         |  |  |  |  |  |  |
| 振込先  | 金融機関名                  |         |  |  |  |  |  |  |
|      | 支店名                    | （支店番号 ） |  |  |  |  |  |  |
|      | 口座の種類                  | 普通預金    |  |  |  |  |  |  |
|      | 口座番号                   |         |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |                        |         |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義 |                        |         |  |  |  |  |  |  |

※口座は右詰で記入してください。

※口座名義は借受者本人のものでなければなりません。

※上記内容が確認できる通帳の写しを添付してください。

（通帳の発行がない口座の場合は、上記内容が確認できるものを添付してください。）

異動届

年 月 日

社会福祉法人  
埼玉県社会福祉協議会会長 様

(申請者)  
貸付番号 HT

住 所

氏 名

電話番号 ( ) -

埼玉県潜在保育士就職準備金貸付事業に関する届出事項について、変更等があったので  
下記のとおり届出ます。

記

| 資金種類            |               | 潜在保育士就職準備金貸付   |                                        |
|-----------------|---------------|----------------|----------------------------------------|
| 変更等事項<br>(該当に○) |               | 借受者の<br>連帯保証人の | 住所・氏名・電話番号・勤務先・死亡<br>住所・氏名・電話番号・勤務先・死亡 |
| 新旧の別            |               | (変更後)          | (変更前)                                  |
| 借受者             | 住所<br>電話      | 〒              | 〒                                      |
|                 | ふりがな<br>氏名    |                |                                        |
|                 | 勤務先<br>名称     |                |                                        |
|                 |               | 勤務開始日 年 月 日    | 退職・異動日 年 月 日                           |
|                 | 勤務先<br>所在地・電話 | 〒              | 〒                                      |
| 連帯保証人           | 住所<br>電話      | 〒              | 〒                                      |
|                 | ふりがな<br>氏名    |                |                                        |
|                 | 勤務先<br>名称     |                |                                        |
|                 |               | 勤務開始日 年 月 日    | 退職・移動日 年 月 日                           |
|                 | 勤務先<br>所在地・電話 | 〒              | 〒                                      |

※住所変更の場合は、住民票（本籍記載あり、マイナンバー記載なし、発行から3ヶ月以内のもの）を添付すること  
※氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付すること  
※死亡の場合は、除籍証明書（又は死亡診断書の写し）等を添付すること

## 辞退届

年 月 日

社会福祉法人  
埼玉県社会福祉協議会会長 様

(申請者)  
貸付番号 HT

住 所

氏 名

電話番号 ( ) —

下記の事項について届出ます。

記

|                |                                    |         |   |
|----------------|------------------------------------|---------|---|
| 借受者名           |                                    | 借受者との関係 |   |
| 資金種類           | 潜在保育士就職準備金貸付                       |         |   |
| 届出事項           | 貸付辞退（契約解除）                         |         |   |
| 届出理由           | ※具体的にご記入ください。（例：〇〇の理由により、□□となった。等） |         |   |
| 届出事項の<br>発生年月日 | 年                                  | 月       | 日 |
| 備考             |                                    |         |   |

【埼玉県潜在保育士】

## 業務従事届

社会福祉法人

埼玉県社会福祉協議会会長 様

記入日 年 月 日

貸付番号 HT

申請者氏名

【勤務先施設記入欄】事業主が記入してください。※申請者記入不可

|                         |                                                                                                                                 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 従業員氏名                   |                                                                                                                                 |
| 在籍の有無<br>(該当に☑と記入)      | 証明日現在において <input type="checkbox"/> 在籍している<br><input type="checkbox"/> 退職した ( 年 月 日 )<br><input type="checkbox"/> 異動した ( 年 月 日 ) |
| 勤務先法人名                  |                                                                                                                                 |
| 勤務先(配属先)<br>施設名         |                                                                                                                                 |
| 施設等種別<br>(該当に○)         | 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業 ・ 幼稚園<br>その他 ( )                                                                                         |
| ※本会ホームページ<br>保育所等定義一覧参照 | <u>※幼稚園の場合：預かり保育 あり ・ なし(該当に○)</u><br><input type="checkbox"/> 対象となる幼稚園であり、保育士業務に従事している(該当の場合☑)                                 |
| 勤務先(配属先)<br>所在地・電話      | 〒<br>電話 ( ) 連絡担当者 ( )                                                                                                           |
| 雇用開始日                   | 年 月 日                                                                                                                           |
| 業務従事期間                  | 年 月 日 ~ 年 月 日<br>[ 期間の開始日：就職の場合は雇用開始日を記入<br>異動の場合は異動日を記入<br>期間の終了日：在職中の場合は証明日、退職した場合は退職日、<br>異動の場合は異動日を記入 ]                     |
|                         | 【中断(休業)期間がある場合のみ記入】<br>中断期間： 年 月 日 ~ 年 月 日<br>中断理由：                                                                             |
| 業務従事時間                  | 1週間あたりの勤務時間 ( ) 時間                                                                                                              |
| 雇用形態<br>(該当に○)          | 正職員 ・ 非常勤職員 ・ パート又はアルバイト<br>その他 ( )                                                                                             |
| 職種<br>(該当に○)            | 保育士 ・ 保育教諭 ※左記以外の職種は証明の対象外                                                                                                      |
| 業務内容                    | 保育士業務                                                                                                                           |
| 備考                      |                                                                                                                                 |

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(証明日は必ず業務従事期間以降の日付で勤務先が記入)

施設・事業所等名

代表者名

(職名・氏名)

事業所

の公印

## 返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人

埼玉県社会福祉協議会会長 様

(申請者)

貸付番号 HT

住 所

氏 名

電話番号 ( ) -

貸付を受けた埼玉県潜在保育士就職準備金貸付事業について、返還猶予を受けたいので下記のとおり申請します。

記

|                        |                                                                                                                                                                                                                                |   |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 借 受 者 名                |                                                                                                                                                                                                                                |   |
| 資 金 種 類                | 潜在保育士就職準備金貸付                                                                                                                                                                                                                   |   |
| 返還猶予申請額<br>(借用金額)      | 円                                                                                                                                                                                                                              |   |
| 返還猶予申請期間               | 年 月 日 ～ 年 月 日                                                                                                                                                                                                                  |   |
| 現在の就業先等                | 名称                                                                                                                                                                                                                             |   |
|                        | 住所                                                                                                                                                                                                                             | 〒 |
| 返還猶予<br>申請理由<br>(番号に○) | 1 引き続き県内の保育所等において保育士業務に従事しているため<br>2 災害のため(発生日: 年 月 日)<br>3 疾病のため(発生日: 年 月 日)<br>4 負傷のため(発生日: 年 月 日)<br>5 その他やむを得ない事由のため(発生日: 年 月 日)<br>(理由: )<br><b>【申請理由が2から5の場合は、□にチェックを入れてください】</b><br><b>□定められた期間内に保育士業務に従事する意志があります。</b> |   |

※災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合は、それを証明する書類を添付してください。

## 返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人

埼玉県社会福祉協議会会長 様

(申請者)

貸付番号 HT

住 所

氏 名

電話番号 ( ) —

貸付を受けた埼玉県潜在保育士就職準備金貸付事業について、返還免除を受けたいので下記のとおり申請します。

記

|                   |                                                           |   |
|-------------------|-----------------------------------------------------------|---|
| 借 受 者 名           |                                                           |   |
| 資 金 種 類           | 潜在保育士就職準備金貸付                                              |   |
| 返還免除申請額<br>(借用金額) | 円                                                         |   |
| 現在の就業先等           | 名称                                                        |   |
|                   | 住所                                                        | 〒 |
| 申請理由<br>(番号に○)    | 1 県内の保育所等で2年以上保育の業務に従事した<br>2 心身の故障(故障の内容: )<br>3 その他 ( ) |   |
| 業務従事状況            | 業務従事届のとおり                                                 |   |
| 備 考               |                                                           |   |

※災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合は、それを証明する書類を添付してください。

## 返還計画申請書

年 月 日

社会福祉法人  
埼玉県社会福祉協議会会長 様

(申請者)  
貸付番号 HT

住 所

氏 名

電話番号 ( ) —

貸付を受けた埼玉県潜在保育士就職準備金貸付事業について、下記のとおり返還します。

## 記

|                |                                                                                                                          |   |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 借受者名           |                                                                                                                          |   |
| 資金種類           | 潜在保育士就職準備金貸付                                                                                                             |   |
| 借用年月日          | 年 月 日                                                                                                                    |   |
| 借用金額           | 円                                                                                                                        |   |
| 返還金額           | 円                                                                                                                        |   |
| 返還方法           | 一括                                                                                                                       |   |
| 返還期間           | 年 月 日 ～ 年 月 日<br>※返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月 1 日から 2 ヶ月間です。                                                                 |   |
| 現在就業先等         | 名称                                                                                                                       |   |
|                | 住所                                                                                                                       | 〒 |
| 返還理由<br>(番号に○) | 1 貸付契約が解除されたとき<br>2 県内において保育士業務に従事しなかった<br>3 県内において保育士業務に従事する意思がなくなった<br>4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により従事できなくなった<br>5 その他 ( ) |   |

## 求職活動期間等申告書

年 月 日

社会福祉法人  
埼玉県社会福祉協議会会長 様

(申請者)  
貸付番号 HT

住 所

氏 名

電話番号 ( ) —

様式第 9 号の業務従事届により届け出ている期間とその理由は、下記のとおりです。

記

|                                       |                           |
|---------------------------------------|---------------------------|
| 資金種類                                  | 潜在保育士就職準備金貸付              |
| 借用金額                                  | 円                         |
| 求職活動期間<br>等として申告<br>する期間※ 1           | 年 月 日 ～ 年 月 日<br>(活動日数 日) |
| 上記期間中業<br>務に従事でき<br>なかった具体<br>的な理由※ 2 |                           |

※ 1 求職活動をした場合で、申告できる期間は通算して 6 か月です。それ以上の期間の場合、貸付金を返還していただくことになります。

※ 2 具体的な理由とともに、その理由を確認できる書類を添付してください。

(記入の例) 令和○年○月○日、ハローワークへ登録と相談をし、○○会社に応募。令和○年○月○日採用面接を受けた。令和○年○月○日に連絡があり採用が決まった。  
(添付書類) 求職活動証明書、ハローワークカードの写し等